

北海道旅客鉄道株式会社 公告第14号

◎ I Cカード乗車券取扱規則の一部改正について

I Cカード乗車券取扱規則（平成20年10月北海道旅客鉄道株式会社公告第16号）の一部を次のように改正し、平成30年10月22日乗車となるものから施行する。

平成30年10月22日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島 田 修

第 11 条 1 項を次のとおり改める。

第 11 条 I Cカード乗車券の発売若しくは交換、S Fの使用、S Fのチャージ、Kitaca 定期乗車券の購入、払いもどし若しくは更新又は再発行の請求に基づく使用停止措置のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、I Cカード乗車券に係る利用者の権利は失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。

第 37 条を次のとおり改める。

（他社線での Kitaca による乗車等の取扱方）

第 37 条 第 21 条の規定にかかわらず、別表 3 に掲げる当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内において、Kitaca 乗車券による乗車等の取扱いを行います。

別表 3 を加える。

内容省略（別表 3 の内容は、係員におたずねください。）